

総務 産業建設

法律や条例の改正により 住民生活の向上を目指して

③4 松前町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

要旨

高度な専門性を有する有識者を招へいできるよう報酬額の上限を国の上限と同額に引き上げるとともに、任命権者において報酬額を定めることができるようにするため、所要の改正を行うものである。

問 日額報酬7400円から34200円に改正した根拠は何か。

(金澤議員)

答 突発的に委員会等が発足させなければならぬ場合で、専門的かつ高度な技術を有する方を招へいする場合に7400円という報酬額では依頼が難しい。

そのため上限額を国と県の基準と同額にするものである。委員会発足の場合任命権者が町長と協議をし、上限額を越えない範囲で報酬額を決定する。

基本的には7400円の報酬額を考えている。

意見 国・県が根拠なら上限額を支払う人もいるということだ。松前町だけが突出することはないようにすべきではないのか。

公平・公正さに欠けぬよう近隣自治体と合わせるような方向でやってもらいたい。

(賛成多数で可決)

③5 松前町税条例の一部を改正する条例

要旨

中小企業が、市町村に認定された先端設備等導入計画に従って取得した設備等に対して課税される固定資産税は、課税されることとなった年度から3年度分限り、ゼロから2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で課税割合を定めることができる。

町では、町内の中小企業が実施する生産性を向上させるための設備投資を積極的に支援したい。

そこで、条例で定める課税割合をゼロとし、認定を受けた中小企業の設備投資を支援するため、所要の改正を行うものである。

問 条例の改正による固定資産税の減収など、シミュレーションはしているのか。

(田中議員)

答 申請者数及び機械装置等の規模は未定であり、どの程度の影響があるかは不明である。なお、75%の交付税措置があるため、大きな影響はないと考える。

(全員一致で可決)

④0 土地改良事業の施行について

要旨

土地改良法に基づき土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものである。事業内容は、徳丸の農業用水源である夫婦泉(松山市森松町)の護岸老朽化に伴う改修工事で、事業費は1000万円を予定。財源内訳は、県費40%、町費35%、地元負担金25%となる。

問 夫婦泉護岸改修工事のみ議案となるのはなぜか。

(村井議員)

答 県単独土地改良事業である当該改修工事は議会の議決を得る必要がある。

(全員一致で可決)

○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。



ここの改修工事 (仮の土のう4段積み)

